

平成30年7月豪雨で被災された国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の加入者の

医療費・介護サービス費を免除

平成31年1月から、昨年7月の豪雨により被災した国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の加入者は、医療機関などの窓口で免除証明書を提示することで、医療費・介護サービス費の一部負担金が免除されます。

免除証明書が送付されていない人は申請手続きが必要です

医療機関などでの口頭による被災の申告のみでは、医療費・介護サービス費は免除されません。

申請先 ▽国民健康保険・後期高齢者医療：健康医療課・上下支所市民生活係 ▽介護保険：長寿支援課・上下支所市民生活係
持参するもの 被保険者証、印鑑、被災証明書など

※後期高齢者医療の加入者で、後期高齢者医療保険料の減免が決定した人には、免除証明書の申請用書類を送付しています。

申請手続きが不要な人

次の人には、平成30年12月に免除証明書を送付しています。

▽国民健康保険の加入者で、住家が床上浸水以上の被害を受け、被災証明書の交付を受けた人。
▽介護保険の加入者で、平成30年11月末までにこの制度による免除を受けている人。

免除の対象

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の加入者で次のいずれかに該当する人

- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
- ③主たる生計維持者の行方が不明である人
- ④主たる生計維持者が業務を廃止または休止した人
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

問い合わせ先 健康医療課医療保険係（市役所内・☎43-7142）、長寿支援課（☎40-0222）

献血ルーム「ばら」

献血ルーム「ばら」（福山市三之丸町9-16山陽第2ビル4階・☎0120-802-453）では全血献血のほか、成分献血も受け付けています。
受け付け時間 10時～12時30分、14時～17時30分
※成分献血は17時まで。木曜日・金曜日は定休日。



若い世代の皆さん

献血にご協力をお願いします

**1月1日～2月28日は
私たちの献血キャンペーン**

近年、若年層の献血者数が減少傾向にあります。今後、さらなる少子高齢化によって献血を担う世代が減少し、救急医療に支障を来す恐れがあります。

今、若い世代の皆さんの献血への協力が求められています。

**毎日、一人でも多くの人から
血液を集める以外にいい方法
がありません。なぜなら：**

▽1日に約3,000人の患者さんが輸血を受けているから。

▽輸血の多くは、事故に伴うものではなく、日常的にがんの患者さんの治療に使われているから。
▽栄養や酸素の運搬、免疫など生命を維持する血液は人工的に造れないから。

▽血液は長期間保存できないから。
※保存期間は、赤血球21日間、血小板4日間。

▽短期間に何度も同じ人に献血をしてもらうことはできないから。

問い合わせ先 市民課
（☎43-7207）